

## 栃木県救急医療情報システム医療関係者用サービス利用規定

### (目的)

第1条 この規程は、栃木県救急医療情報システム（以下「システム」という。）医療関係者用サービスの利用にあたって必要となる「施設番号及びパスワード」（以下「パスワード等」という。）の提供等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (パスワード等の提供基準)

第2条 パスワード等については、次の機関又は個人に提供する。

- (1) システムに係る端末機を県が設置した機関
- (2) システムに係る情報入力を県が依頼した機関
- (3) その他第3条に定める事項について、遵守することを承諾した医療関係の機関及び個人

### (パスワード等の取扱い等)

第3条 交付されたパスワード等によりシステムを利用する場合は、次の事項を守ることとする。

- (1) パスワード等は、保健医療充実のため自らの機関又は自らが使用するものであること。
- (2) パスワード等については、他に公開しないこと。
- (3) 電子メール等において、他を誹謗又は公序良俗に反するような発言を行わないこと。